

資料
----

No. 2 - 1
-----------

## 雇用保険制度について（たたき台）



## 雇用保険制度について（たたき台）

### I. 失業等給付について

#### 1 基本手当の水準（上限下限額、給付率、給付日数）について

##### 【検討の方向性】

##### ○ 賃金日額の上限下限額、給付率について

失業者に対する基本手当の算定基礎となる賃金日額については、現在、賃金日額の下限額を時給換算した額が、最低賃金の平均を下回っていることから、制度創設時に最低賃金の全国加重平均等が勘案されていた趣旨にかんがみ、下限額の引き上げを図るべきではないか。また、過去の改正において、上限額、下限額の見直しは常に一体で実施してきたことを踏まえ、下限額を引き上げる場合には、上限額についても直近の賃金分布をもとにした見直しも実施すべきではないか。

給付率については、低所得者に対しては十分な保護を図るとともに、高所得者に対しては再就職意欲を阻害することのないように設定していることを踏まえ、引き続き検討していくこととすべきではないか。

##### ○ 給付日数について

年齢や被保険者であった期間等に応じた適切な給付日数のあり方については、平成23年度末まで暫定的に講じることとしている、下記2の個別延長給付等の取扱いと併せ、引き続き検討していくこととすべきではないか。

#### 2 平成23年度末までの暫定措置の扱い（個別延長給付等）について

##### 【検討の方向性】

##### ○ 個別延長給付等の暫定措置について

平成23年度末までの3年間の暫定措置として、雇止めにより離職した有期雇用労働者の給付日数を解雇等の離職者並に充実すること、年齢・地域等を踏まえ特に再就職が困難な場合の解雇等による離職者について給付日数を延長すること等を講じているところである。依然として厳しい雇用失業情勢を踏まえ、引き続き、当該措置の運用状況

を把握するとともに、暫定措置の取組については、現行の暫定措置の期間内に改めて検討すべきではないか。

## ○ 就業促進給付の暫定措置について

失業者の早期再就職意欲の喚起するため、再就職手当の給付率の引き上げ等の措置を、現在、平成23年度末まで暫定的に講じているところである。

当該措置により、厳しい雇用失業情勢の下においても再就職者数が相当程度増加する等の効果が現れていることを踏まえ、雇用失業情勢に関わらず早期再就職をより一層推進する観点から、給付率の更なる引き上げを図るとともに、当該措置の恒久化を図るべきではないか。

また、就職困難者に、再就職の際の初期費用を支援する「常用就職支度手当」についても、給付率の引上げや、対象者を拡大する措置を、現在、平成23年度末まで暫定的に講じているところである。

当該措置のうち、給付率を40%に引き上げている暫定措置についても、再就職を一層推進する観点から、再就職手当の給付率引き上げの恒久化と併せて、恒久化を図るべきではないか。

なお、当該措置のうち対象を、年長フリーター等の「40歳未満の者」にまで拡大する暫定措置の取扱いについては、平成23年度末まで講じている他の暫定措置の取扱いと併せて検討すべきではないか。

## Ⅱ. 財政運営について

### 1. 雇用保険の財政運営について

#### (1) 失業等給付に係る国庫負担について

##### 【検討の方向性】

失業等給付に係る国庫負担については、平成19年度から暫定措置として、法律の本則（1/4）の55%（13.75%）とされている。

雇用保険の保険事故である失業については、政府の経済対策、雇用対策と関係が深く、政府もその責任を担うべきであるから、雇用保険法附則第15条の「平成22年度中に検討し、平成23年度において、安定した財源を確保した上で国庫負担に関する暫定措置を廃止するも

のとする」との規定に基づき、国庫負担に関する暫定措置を廃止すべきではないか。

## (2) 平成23年度の失業等給付に係る雇用保険料率について

### 【検討の方向性】

平成23年度の失業等給付に係る保険料率については、現下の雇用失業情勢は依然として厳しい状況にあるものの、失業等給付の収支の見通しや積立金の状況を勘案し、弾力条項の発動によって、平成22年度に引き続き、下限の12/1000に引き下げるべきではないか。

## (3) 雇用保険二事業に係る財政運営について

### 【検討の方向性】

雇用調整助成金をはじめとする雇用保険二事業については、雇用失業情勢に対応して、引き続き、機動的かつ適切に実施していく必要がある。

一方、雇用保険二事業の財政運営状況について、平成22年度、平成23年度と失業等給付の積立金からの借入を可能とする暫定措置を2年間に限り実施している状況を踏まえ、平成24年度以降の取組については、目標管理の更なる徹底等に取り組むべきではないか。

## Ⅲ. その他

### 【検討の方向性】

マルチジョブホルダーへの対応、65歳以降への対処、高年齢雇用継続給付のあり方、教育訓練給付のあり方などについては、今後の雇用失業情勢や社会経済情勢、高齢者雇用を取り巻く状況等を勘案しつつ、引き続き検討していくこととすべきではないか。

